

令和9年度～令和11年度
鳩山町泉井交流体験エリア
指定管理者募集要項



鳩山町

鳩山町泉井交流体験エリア指定管理者募集要項

鳩山町泉井交流体験エリアは、泉井地区と町が協働で策定した「泉井地区活性化取組方針」に位置付けられた施設であり、地域の主要産業である農業の振興を図るとともに、町民及び地域内外の人々に「交流」と「体験」の場を提供することにより、交流人口の増加と地域の活性化を図る拠点施設です。

鳩山町では、施設の設置目的の達成、また、より魅力的な管理運営を実現するため、民間事業者等が有する柔軟な発想やノウハウを活用し、地域の農業振興及び地域活性化に寄与できる法人又は団体（企業、自治会、NPO 法人など）を、施設を管理する指定管理者として、公募型プロポーザル方式により募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称

鳩山町泉井交流体験エリア

(2) 所在地

埼玉県比企郡鳩山町大字泉井 524 番地 1

(3) 供用開始

令和 3 年 5 月 1 日

(4) 施設概要

①敷地、建築概要

敷地面積	7,293.05 m ²
構造	鉄筋コンクリート一部鉄骨造、平屋建て
延べ床面積	735.66 m ² （児童交流館 222.20 m ² を除く。）

②主な施設概要

交流ホール A	約 122 m ²
交流ホール B	約 122 m ²
体験・研修室	約 87 m ²
加工体験室	約 42 m ²
ホール・コミュニティコーナー	約 105 m ²
事務室	約 21 m ²
トイレ	約 47 m ² （女子、男子、多目的）
通路	約 109 m ²

③その他施設概要

駐車場	普通自動車 約 56 台 （車いす用スペース 2 台を含む。）
-----	------------------------------------

芝生広場	約 1,080 m ²
屋外トイレ(多目的)	1 棟 約 6 m ²
駐輪場	1 棟
バス待合所	1 棟

2 指定管理者が行う業務

- (1) 鳩山町泉井交流体験エリアの運営に関すること。
- (2) 鳩山町泉井交流体験エリアの維持管理に関すること。
- (3) その他鳩山町泉井交流体験エリアの管理運営に関すること。

※詳細は、鳩山町泉井交流体験エリア指定管理者仕様書を参照のこと。

3 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

4 管理運営費用

経費の負担

以下の収入が指定管理者の管理運営費用となります。

- ① 町から支払われる管理代行料
- ② 鳩山町泉井交流体験エリアの利用料収入
- ③ 自主事業収入（イベント収入など）

なお、町が支払う管理代行料は、原則として年度毎に次に掲げる額を上限とする収支予算提案書における提案額とし、年度協定により毎年度定めることとします。

令和 9 年度 (R9. 4. 1～R10. 3. 31)	10,100 千円
令和 10 年度 (R10. 4. 1～R11. 3. 31)	10,100 千円
令和 11 年度 (R11. 4. 1～R12. 3. 31)	10,100 千円

※1 管理運営費用が町の支払う費用を超えた場合、特別な事情がある場合を除き、町では指定管理者に費用の補填は一切しません。

※2 自主事業にかかる経費は、指定管理者が負担し、指定管理者の収となります。

5 応募資格

応募資格は、次のいずれにも該当しない法人又はその他の団体（以下「団体等」という。）とします。なお、法人格は必ずしも必要ありませんが、個人での応募はできません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、申請書類提出時点において、一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名の停止等の措置を受けている者
- (2) 会社更生法、民事再生法等に基づき、更生又は再生の手続きをしている法人
- (3) 他の施設において、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理を取り消された者
- (4) 地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者
- (5) 町における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (6) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (7) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
- (8) 代表者（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である団体
- (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 5 条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者と認められる者
- (10) 国税、地方税に滞納がある者

6 募集要項の配布

(1) 配布場所

鳩山町役場 産業振興課

〒350-0392 埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸 184 番地 16

Tel : 049-296-5895 Fax : 049-296-7557

※申請書類（Word 版）は、鳩山町ホームページからダウンロード
できます。

※郵送での配布は行いません。

(2) 配布期間

令和 8 年 8 月 6 日（木）から 8 月 21 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 配布資料

- ① 鳩山町泉井交流体験エリア指定管理者募集要項
- ② 鳩山町泉井交流体験エリア指定管理者仕様書
- ③ 鳩山町泉井交流体験エリアに関する参考資料
- ④ 関係条例等
- ⑤ 募集要項に関する質問書

7 提出書類及び部数

(1) 提出書類

- ① 指定申請書（様式第1号）
- ② 鳩山町泉井交流体験エリア指定管理者事業計画書（事業計画書様式）
- ③ 鳩山町泉井交流体験エリアの指定期間中の管理運営に係る収支予算提案書
- ④ 団体等の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ⑤ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書
- ⑥ 団体等の予算関係書類（指定申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び資金収支計算書、またはこれに準ずる書類）
- ⑦ 団体等の決算関係書類（前年度の事業報告書及び資金収支計算書、またはこれに準ずる書類）
- ⑧ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど、団体の概要がわかるもの
- ⑨ 納税証明書（直近のもの）

(2) 提出部数

正本1部、副本6部を提出してください。なお、(1)の①、④、⑤、⑧及び⑨は、正本には原本を、副本には写しを添付してください。

8 提出期間

令和8年8月31日（月）から9月14日（月）までの午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

9 提出先

提出先は、募集要項配布場所と同じです。提出期間内に提出してください。

※郵送による提出も可。ただし、期間内必着とする。

10 指定管理者の指定について

町では、まず鳩山町泉井交流体験エリアの指定管理者とするため候補者を

選定し、鳩山町議会に指定管理者指定の議案を上程します。議案が町議会で可決された場合に、指定管理者として指定されることになります。

町議会の議決により、指定管理者に指定された場合は、町と基本協定書（内容は、鳩山町泉井交流体験エリアの管理運営に関する基本的な協定）及び年度協定書（管理運営費用などについての協定）の締結を行います。

ただし、町議会で議案が否決された場合は指定管理者には指定されませんのでご了承ください。

11 選定方針

指定管理者（候補者）の選定に当たっては、公募型のプロポーザル方式により行います。このため、応募者の中から、最も良い管理運営プランを提示した団体を選ぶことになります。

指定管理者（候補者）を選定する際の基本方針は、以下のとおりです。

- (1) 施設の設置目的を達成できる見込みがある団体等であること。
- (2) 指定管理者として、指定管理期間中継続的に安定して施設運営ができる団体等であること。
- (3) 利用者に対して、公正公平な施設運営ができる団体等であること。
- (4) 地域と連携し地域活力の創出を図ることができる団体等であること。
- (5) 魅力ある施設とするための取組に積極的な団体等であること。
- (6) 施設の効用を最大限に発揮できるとともに、管理代行料の縮減など自立性の高い管理運営ができる団体等であること。
- (7) 環境に配慮した経営を行うことができる団体等であること。

12 選考方法

選定方針に基づいて、町長の指定する選定委員が審査を行います。選定方法は、応募書類による審査（1次審査）及び面接審査（2次審査）により選考します。なお、審査の会議は非公開とします。

<1次審査>

応募書類による資格等の審査を実施します。応募資格のない団体は、選外となります。

<2次審査>

応募者に、事業計画書をもとに20分程度のプレゼンテーションを行ってもらい、続いて質疑応答を行う面接審査を実施します。法人その他団体等の代表者又は代理の方（5人以内）の出席をお願いします。なお、2次審査の日時、会場については後日連絡します。

13 質問事項の受付

- (1) 募集要項等について質問がある場合は、令和 8 年 8 月 26 日（水）までに文書でご提出ください。提出された質問への回答は、令和 8 年 8 月 28 日（金）に、募集要項の配布を受けた全事業者宛てに FAX（又はメール）で回答し、町ホームページにて公表します。

※施設の見学は随時受付けていますので、希望する場合は担当宛てにご連絡ください。

14 指定管理者（候補者）選定までのスケジュール

令和 8 年 8 月 6 日（木）～8 月 21 日（金）	募集要項の配布
令和 8 年 8 月 26 日（水）	質問事項の締切
令和 8 年 8 月 28 日（金）	質問事項への回答
令和 8 年 8 月 31 日（月）～9 月 14 日（月）	申請書提出期間
令和 8 年 9 月 14 日（月）～9 月 28 日（月）	選定（審査）作業 ※面接審査等はこの期間に行う予定です。 ※応募事業者別に時間を設定します。
令和 8 年 10 月 6 日（火）	選定結果の通知発送（文書で通知）

※予定であり諸事情により日程を変更する場合がありますのでご了承ください。

15 その他

- (1) 応募書類に虚偽又は不正があった場合は、申請書類を無効とします。なお、指定管理者の指定後、応募書類に虚偽又は不正が判明した場合は、指定管理者の指定を取り消す場合があります。
- (2) 本件の公募に複数申請を行うことはできません。（一つの団体が複数申請することはできません。また、すでに団体の構成員となって申請している者が他の団体の構成員になり申請することもできません。）
- (3) 提出された書類等は、返却しません。
- (4) 応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。
- (5) 応募書類の著作権は、応募者に帰属しますが、指定管理者の選定の公表など町が必要とする場合は、応募書類の内容を無償で使用（公表）できるものとします。

問い合わせ先：鳩山町役場産業振興課

農林業政策担当

TEL 049-296-5895（直通）

FAX 049-296-7557

町ホームページアドレス

<https://www.town.hatoyama.saitama.jp/>